

2025 年 3 月吉日

受益者の皆さまへ

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

**投資信託及び投資法人に関する法律の改正を踏まえた約款変更について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、このたび投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、投資信託約款に所要の変更を行います。

本件に伴うファンドの運用に関する実質的な変更はなく、受益者の皆さまのお手続きなども不要です。また、本件にかかる約款変更については、本件約款変更が投資信託及び投資法人に関する法律、ならびに投資信託約款に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しません（約款変更を伴わないファンドもあります）。

何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

**1. 変更内容**

投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、後述の新旧対照表の通り、記載の変更を行うものです。

**2. 変更対象ファンド**

弊社を委託者とする全ての国内籍投資信託（ETF を除く）

**3. 約款変更適用日**

2025 年 4 月 1 日

**4. 本件にかかるご照会先**

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部  
電話番号 03-5210-8695

以上

### 新旧対照表

各投資信託の投資信託約款の該当条項の条文について、以下の通り変更を行います。

なお、現行の約款の類型毎に 5 パターンございます。

■ A

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により提供</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うもの</u>とします。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供</u>することができます。この場合において、<u>委託者は、運用報告書を交付したものとみな</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するもの</u>とします。</p>

※条番号は各投資信託によって異なる。

■ B

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>事項に係る情報を提供</u>しません。</p>	<p>（運用報告書）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>運用報告書を交</u>付しません。</p>

※条番号は各投資信託によって異なる。

■ C

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報の提供）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により提供</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うもの</u>とします。</p>	<p>（運用報告書）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供</u>することができます。この場合において、<u>委託者は、運用報告書を交付したものとみな</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するもの</u>とします。</p>

※条番号は各投資信託によって異なる。

■ D

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>事項に係る情報を提供</u>しません。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>運用報告書を交付</u>しません。</p>

※条番号は各投資信託によって異なる。

■ E

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（運用状況に係る情報）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>事項に係る情報を提供</u>しません。</p>	<p>（運用報告書に記載すべき事項の提供）</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書を交付</u>しません。</p>

※条番号は各投資信託によって異なる。